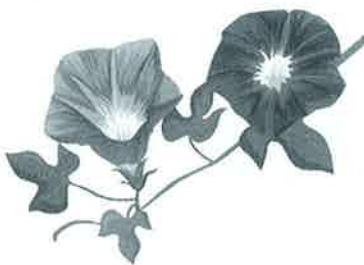


大山診療所

医師の退職について



大山診療所長 田中光一 医師の退職に伴い、現在、本町の非常勤嘱託医である芦田泰医師と菅恒雄医師に、臨時の外来診療をお願いしています。

今後の診察日程など詳しいことは、大山診療所（☎ 0859-53-8002）か診療所事務局（☎ 0859-54-5106）にお問い合わせください。

大山診療所長 田中光一 医師の退職に伴い、現在、本町の非常勤嘱託医である芦田泰医師と菅恒雄医師に、臨時の外来診療をお願いしています。

国民年金保険料の納付が困難な場合は「保険料の免除制度」があります！

国民年金は、働く世代が出合った保険料と税金をあわせて、高齢者の世代に年金を支給する世代間の支え合いの制度です。老後だけでなく、思わぬがや病気で重い障害が残ったときの「障害基礎年金」や不幸にも亡くなれた場合に家族に支給される「遺族基礎年金」といった制度もあります。

所得が少ない、失業したなどにより保険料を納めることが経済的に困難な場合には、（＊1）「保険料免除」・（＊2）「若年者納付猶予」の手続きを役場住民生活課または各支所総合窓口課で申請して下さい。

申請して、米子社会保険事務所で承認されれば平成21年7月まで保険料の支払いが免除されます。

年金

保険料の免除制度

から平成22年6月まで保険料の全額または、一部の納付が免除されます。
昨年、承認されている方で今年も同様に年金の支払いが困難な方は、平成21年7月以降に免除の再申請を行って下さい。

なお、学生の方には、「学生納付特例制度」があります。

（＊1）保険料免除

所得に応じて「全額免除」「4分の1納付」「4分の3免除」「半額納付（半額免除）」「4分の3納付（4分の1免除）」の4段階の免除制度

（＊2）若年者納付猶予

30歳未満の方に限り利用できる制度

【添付書類】

・年金手帳
・雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険離職票など（会社を離職した方）

◆問い合わせ先

米子社会保険事務所

☎ 0859-34-6111

役場本庁 住民生活課

☎ 0859-54-5210

中山支所総合窓口課

☎ 0858-58-6114

大山支所総合窓口課

☎ 0859-53-3311

6月診療分から自己負担が特別医療（就学前）と同じになります。

すくすく子育て支援医療費助成

小・中学生の保険診療分通院・入院医療費の自己負担分を助成します。従来は半額助成でしたが、全額（一部負担金を除く）助成に拡充しました。

対象 町内に住所がある小・中学生

助成内容 ○通院医療費

- ◆医療機関：1回につき、530円を引いた額。
- ◆薬局：全額助成。

○入院医療費

1日につき、1,200円をひいた額。

※5月末診療分までは、上記の助成内容の半額となります。

申請に必要なもの

お子さんの保険証、印鑑（シャチハタ印不可）、

保険点数のわかる領収書（レシート不可）、保護者の振込口座のわかるもの

※医療費は申請者である保護者の口座に振り込みます。

その他

- ◆町独自の事業ですので資格証はありません。◆特別医療費受給資格証（青色）をお持ちの方はそちらをお使いください。◆社会保険各法で高額療養費または附加給付の支給を受けたときは、当該給付の額に相当する額を控除します。高額療養費または附加給付額のわかるものをお持ちください。
- ◆学校内や通学時にけがをした場合は、学校で加入している保険からの医療費給付の有無を確認してください。



◆申請および問い合わせ先
本府福祉保健課（保健福祉センターなわ内）
☎ 0859-54-5207
中山支所総合窓口課
☎ 0858-58-6112
大山支所総合窓口課
☎ 0859-53-3311